

台東区立学校園版感染症ガイドライン（新型コロナウイルス感染症） 新旧対照表

改 訂 案（令和2年11月11日版）		現 行（令和2年8月31日版）	
P.2 1.2	1 <u>新型コロナウイルス感染症について</u> (削除)	P.2 1.2	1 <u>新型コロナウイルス感染症について</u> 本年5月の緊急事態宣言の全国的な解除を受け、6月からはほとんどの小学校、中学校及び高等学校等において、学校教育活動が再開されたことから、学校関係者の感染事例が見られるようになってきた。 文部科学省では、学校園関係者に新型コロナウイルス感染症発生した場合に速やかな報告を求めており、学校園が本格的に再開し始めた6月1日から7月31日までの間、全国の小・中学校では児童・生徒242人、教職員51人、幼稚園では幼児16人、教職員13人の感染の報告があった。 児童・生徒の感染経路は「家庭内感染」が半数以上である57%（242人中137人）で、特に小学生では、70%（90人中63人）を占めている。 一方、「学校内感染」は全体で計11人（5%）の報告があり、「感染経路不明」は24%（57人）であった。 また、教職員の感染経路は「不明」が69%（51人中35人）であり、「学校内感染」と報告された事例は確認されていない。 なお、台東区立学校園からは、児童・生徒6人、教職員1人の感染の報告があり、全ての事例において「学校内感染」は確認されていない。
P.3 1.1	そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校園内外で「新しい生活様式」を徹底して実践するとともに、地域の感染状況を踏まえ、 <u>学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要である。</u>	P.3 1.1	そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校園内外で「新しい生活様式」を徹底して実践することが必要である。

<p>P.19 6 学校園行事等について</p> <p>1.12 (1) 実施する場合の留意点</p> <p>区が主催する行事、各学校園で開催する行事等の実施の可否を決める際は<u>幼児・児童・生徒の安全が確保できることを前提とし、行事等の教育的価値について十分に検討すること。実施する場合の留意点は以下のとおりとする。</u></p> <p>ア 宿泊を伴ったり、都外へ移動したりするような行事等 <u>学校園は教育委員会と協議の上、実施の可否を決定する。</u> なお、実施する際は、本ガイドラインの感染症対策を参照するとともに、一般財団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて実施すること。 <u>※ 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第3版）（一般社団法人 日本旅行業協会）</u> https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_domesticschoolexcursion_guide.pdf</p> <p>イ 屋内外を問わず校外施設で実施をする行事等 <u>「3つの密」にならないような計画の下で実施すること。その際、当該校外施設及び公共交通機関、貸切りバス等における感染症対策の状況等について十分に確認しておくこと。</u> <u>※ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第2版）（貸切バス旅行連絡会）</u> https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/guidline/2020_allstsrsvdus_guideline2nd.pdf</p> <p>ウ その他の行事等 <u>「3つの密」にならないような計画の下で実施すること。</u></p>	<p>P.20 6 学校行事等の実施又は中止の判断について</p> <p>1.6 (1) 判断基準について</p> <p>区が主催する行事、各学校園で開催する行事等の実施の可否を決める際は<u>幼児・児童・生徒の安全が確保できることを前提とし、基本的な判断基準は以下のとおりとする。</u></p> <p>ア 宿泊を伴ったり、都外へ移動したりするような行事等 <u>中止又は延期（都道府県をまたいで人が移動することが可能になった段階で実施可能であるか検討する。）とする。</u> なお、<u>延期して実施する際は</u>、本ガイドラインの感染症対策を参照するとともに、一般財団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、それぞれの実情に応じて実施すること。</p> <p>イ 屋内外を問わず校外施設で実施をする行事等 <u>「3つの密」を回避する体制を取れば実施を可とする。ただし、可能な限り少人数での実施とする。また、公共交通機関や貸切りバス等を使用して、不特定多数の人が集まる場所への校外学習は当面中止とする。</u></p> <p>ウ その他の行事等 <u>「3つの密」にならないような計画の下での実施や、延期もしくは中止の判断を行う。</u></p>
---	---

<p><u>(削除)</u></p>		<p>P.20 <u>(2) 学校園行事等について（8月31日時点）</u></p> <p>1.25 <u>ア 中止とする行事等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>公共交通機関や貸切りバスを使用する遠足や校外学習（「TGGでミニ留学」を含む）</u> ・ <u>水泳指導</u> ・ <u>研究指定校の研究発表会</u> <p><u>イ 基本的に中止（ただし、開催方法を大幅に変更しての実施を可）とする行事等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>運動会</u> ・ <u>文化祭、音楽会、学芸会等</u> <p><u>ウ 「3つの密」を回避する対策が取れば実施を可とする行事等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>避難訓練</u> ・ <u>土曜授業の公開</u> ・ <u>作品展</u> ・ <u>徒歩で行くことのできる校外施設への校外学習</u> ・ <u>小学校第6学年日光移動教室の代替としての行事</u> <p><u>エ 実施の方向で検討している行事等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中学校第3学年の修学旅行</u> <p><u>（学校ごとに実施時期が異なるため、教育委員会と協議の上、決定する。）</u></p> <p><u>オ 状況に応じて実施を検討する行事等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>中学校第3学年の宿泊行事が中止となった場合の代替としての卒業遠足</u>
<p><u>(削除)</u></p>		<p>P.21 <u>(3) 教育委員会主催の行事等について</u></p> <p>1.12 <u>ア 中止とする行事等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>特別支援学級創設70周年記念式典</u> ・ <u>中学生海外短期留学派遣（デンマーク海外派遣）</u> ・ <u>宿泊を伴う行事</u> <p><u>小学校：第4学年常総市宿泊校外学習、第5学年霧ヶ峰移動教室、第6学年日光移動教室、特別支援学級手賀の丘合同宿泊訓練</u></p> <p><u>中学校：第1学年霧ヶ峰オリエンテーション、第2学年霧ヶ峰移動教室、特別支援学級霧ヶ峰移動教室、霧ヶ峰林間学園</u></p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>音楽鑑賞教室（小・中学校）</u> ・ <u>連合音楽会</u> ・ <u>連合運動会（小学校）</u> ・ <u>連合陸上競技大会（中学校）</u> ・ <u>英語学芸会</u> ・ <u>演劇鑑賞教室</u> ・ <u>寄席演芸教室</u> ・ <u>こころの劇場</u> ・ <u>English Summer School</u> ・ <u>特別支援学級合同学芸会</u> <p>イ <u>実施の方向で検討している行事等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>連合作品展</u> ・ <u>特別支援学級合同作品展</u> ・ <u>学校の周年記念式典</u>
P.19 1.29	<p><u>(2) 健康診断</u></p> <p>健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、幼児・児童・生徒の健康状態を把握するために実施する必要があります。「3つの密」が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられる。</p>	<p>P.22 1.1</p> <p><u>(4) 健康診断</u></p> <p>健康診断の実施は、学校保健安全法に定められているものであり、幼児・児童・生徒の健康状態を把握するためには<u>年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和2年度は6月30日までに行う必要はありません。）</u>。「3つの密」が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられる。</p>
	<p><u>(削除)</u></p>	<p>P.22 1.16</p> <p><u>(5) 学力調査</u></p> <p>ア <u>全国学力・学習状況調査は、中止とする。</u></p> <p>イ <u>東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」は、中止とする。</u></p> <p>ウ <u>台東区総合学力調査は、中止とする。</u></p>
P.20 1.8	<p><u>(3) 保護者会等</u></p>	<p>P.22 1.20</p> <p><u>(6) 保護者会等</u></p>

	(削除)	P. 23	<p>(3) 学期及び長期休業日の取扱いについて</p> <p>1.28 <u>臨時休業により縮減された授業日数を確保するために、台東区立小・中学校の夏季休業日及び1学期終業式、2学期始業式を以下のとおりとする。</u></p> <p><u>○夏季休業日 令和2年8月 1日(土)から令和2年8月23日(日)まで</u></p> <p><u>○1学期終業式 令和2年7月31日(金)</u></p> <p><u>○2学期始業式 令和2年8月24日(月)</u></p> <p><u>各学校においては、年間行事予定及び年間指導計画等の見直しについて検討し、必要な変更を行うこと。</u></p>
P. 25 1. 18	<p>3 教育活動の実施等</p> <p>※教育活動の実施等に関するQ&A (文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html</p> <p>※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html</p> <p>※ <u>旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き (第3版) (一般社団法人 日本旅行業協会)</u> https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/2020_domesticschoolexcursion_guide.pdf</p> <p>※ <u>貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン (第2版) (貸切バス旅行連絡会)</u> https://www.jata-net.or.jp/virus/pdf/guideline/2020_allstsrsvdbsguideline2nd.pdf</p>	P. 27 1. 18	<p>3 教育活動の実施等</p> <p>※ 教育活動の実施等に関するQ&A (文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00032.html</p> <p>※ 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (文部科学省) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html</p>